

原子力発第06192号
平成18年12月1日

愛媛県知事
加戸守行 殿

四国電力株式会社
取締役社長 常盤 百樹

発電設備に係る点検に関する国からの指示について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。平素は、当社事業につきまして格別のご理解を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、発電設備に係る点検について、経済産業省原子力安全・保安院から平成18年11月30日付けで別添のとおり指示がありましたので、安全協定第10条第4項に基づきご報告いたします。

敬 具

経 済 産 業 省

平成18・11・30原院第1号

平成18年11月30日

四国電力株式会社

取締役社長 常盤 百樹 殿

経済産業省原子力安全・保安院長 広瀬 研吉

NISA-011d-06-2

発電設備に係る点検について

先般、中国電力株式会社による土用ダムデータの改ざんが明らかになり、また東京電力株式会社、北陸電力株式会社及び関西電力株式会社が河川法に基づく許可を得ないで水力発電設備の工事を実施していた可能性があるとの情報を得て、11月21日に水力発電設備を有する電気事業者に対して、水力発電設備に係る調査を行いその結果を12月20日までに報告することを指示したところです。

その他にも水力発電設備におけるダムの測定値や、火力・原子力の発電設備における冷却用海水の温度測定値に対する不適切な補正が明らかになるなど、憂慮すべき事案が続いている状況です。

このような状況から、原子力安全・保安院は、貴社の水力発電設備、火力発電設備、原子力発電設備に対し、11月21日に指示したものの以外についても、データ改ざん、必要な手続きの不備その他の同様な問題がないか、点検を行うことを求めます。

以上